

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年5月30日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当 : 池田  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケビ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

## 「デジタル遺言」制度創設

令和2年7月10日に自筆証書遺言の要件が緩和され、容易に遺言書を書けるようになりましたが、国は次に法的効力がある遺言書をインターネットで作成・保管できる制度の創設を検討しています。署名・押印に代わる本人確認手段や改ざん防止の仕組みを作ることで、デジタル社会で使いやすい遺言制度の導入により円滑な相続につなげようとしています。

### 1. デジタル遺言で相続を円滑に

現在法的効力がある遺言書は、「自筆証書遺言（法務省が2018年に発表した推計は約1,204万人利用）」「公正証書遺言（2022年の利用者約11万1,977件）」「秘密証書遺言（ほとんど使われていない）」の3種類があります。新制度では自筆遺言をパソコンやスマートフォンで作成し、クラウドなどに保管する案があります。現在の自筆遺言は本人が本文や作成日を書いて、署名・押印しなければ法的効力がありません。自筆証書遺言の法務局保管制度は用紙の大きさや余白やページ番号のふり方まで細かい規定があります。不動産や預貯金など相続する財産を一覧化した財産目録も作成しなければならず、高齢者が自筆で遺言書を作成するのは簡単ではなく、税理士等の助けが必要となることもあります。ネット上での作成が可能になればフォーマットに従って入力する形になるため遺言制度に詳しくない人でも自分で作成しやすくなります。

### 2. 現状の遺言作成ルールとデジタル技術による対応

遺言は遺言者の死亡後に効力が生じるため、有効性に関して紛争が生じても、本人に真意の確認ができません。そのため、遺言書が本人により作成され、その内容が本人の真意に基づくものであるか、遺言書自体から明らかであることが重要です。自筆証書遺言は自筆・押印を求めることで本人確認と真意性を担保していますが、デジタル遺言では、複合認証により本人確認を、電子署名により真意性を担保することが可能です。また、紙での保存は変造・偽造・紛失のリスクがありますが、デジタル遺言ではブロックチェーン技術によりそのリスクを排除することができます。

	真意性の担保	本人確認手段	変造・偽造・紛失リスク
現行の直筆証書遺言	真意確認のため全文直筆	押印	紙で保存若しくは国による保管制度
デジタル遺言	ネット上で顔写真など 組み合わせで作成	電子署名等	クラウド上などに保管 ブロックチェーン技術により改ざん防止

### 3. 遺言制度に関する海外法制

海外では紙以外の遺言制度の整備が進んでおり、アメリカでは2019年に2人以上の証人の前で電子署名すればデジタルでの遺言を認める電子遺言書法が定められ、一部の州で取り入れられています。韓国でも遺言を残す本人による趣旨説明や証人の立ち合いで録音での遺言が効力を持ちます。一方でドイツやフランスなどまだデジタル形式や録音での遺言を認めていない国もあります。

(出展：平成26年法務省委託調査及び法務省追加調査)

	ドイツ	フランス	アメリカ合衆国	イギリス	韓国	台湾
自筆による遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文を自署(財産目録等を除く。)</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文及び作成年月日を自署</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○実質的な部分を自署</li> <li>一本質的部分(ミシガン州)、全文(ルイジアナ、オクラホマ州)及び日付</li> <li>○署名</li> <li>×押印は不要</li> <li>×証人は不要</li> <li>※証人は不要(2014年以降、統一検認法典(2014年)以上、統一検認法典(2014年)時点で18州が採択)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文をタイプでもよい。</li> <li>○署名(遺言に効力を与えることを意図したことがうかがえるもの)</li> <li>×押印は不要</li> <li>○遺言者が証人2人以上の前で署名等すること</li> <li>○証人の署名等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文、作成年月日、住所を自署</li> <li>○署名及び押印</li> <li>×証人は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書面</li> <li>○全文及び日付を自署</li> <li>○署名</li> <li>×証人は不要</li> </ul>
電子文書、録音・録画による遺言の可否	×いずれも不可	×いずれも不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子文書(※1)による遺言⇒遺言者が証人2人以上(※2)の面前(リアルタイム・オンラインも可)で電子署名し、証人が署名する方法</li> <li>※署名時点で可読性が必要</li> <li>※公証人でも良い</li> <li>×録音等による遺言は不可(以上、2019年統一電子遺言法(本年2月時点で4州が採択))</li> <li>○ネバダ州:証人等の立会がなくても、指紋、網膜スキャン、音声認識、顔認識、電子署名等の遺言者を特定できる認証手段が付されていれば、有効</li> </ul>	平成26年以降調査未了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○録音等による遺言⇒遺言者が、遺言の趣旨、氏名と年月日を口述し、証人が遺言の正確なことを氏名を口述する方法</li> <li>×電子文書による遺言は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危急時における録音による遺言⇒遺言者が、遺言の趣旨、氏名及び日付を口授し、証人2人以上が遺言が真正であることと氏名を口授する方法</li> <li>※他の方式による遺言ができないことが要件</li> <li>※死後3か月以内に親族会の認定が必要</li> <li>×電子文書による遺言は不可</li> </ul>

デジタル遺言について現在検討中ではありますが、いつ実行されるか分かりません。そのために今はまず、将来の方が一に備えて自筆証書遺言の法務局保管制度を利用することをお勧めいたします。法務局保管制度を利用すれば、遺言書の紛失や改ざんがなく、相続発生時に相続人に自動で通知が行くこととなります。自筆証書遺言の法務局保管制度についてご興味ありましたら弊社までお問い合わせください。